

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号				
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の制限等	根拠条項	第 7 2 条第 3 項				
処 分 基 準	<p>許可を受けずして第 1 種社会福祉事業又は第 2 種社会福祉事業を営業者に対して、社会福祉事業を営業者することを制限し、又はその停止を命ずることができるのは、社会福祉法第 7 2 条第 3 項に規定する次の事由による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該営業者が、その事業に関し不当に営利を図っていること。 2 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき。 						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	障害福祉課	交付 機関	障害福祉課	目次 NO	